

東京電機大学校友会長野県支部会則

平成 23 年 4 月 23 日改定

第一章 名称及び所在地

第1条 本会は東京電機大学校友会長野県支部と称する。

第2条 本会本部は長野県上田市古里 1963-1 高橋生産技術研究所株式会社内に置く。

第二章 目 的

第 3 条 本会は会員相互の親睦研修をはかると共に、会員と母校との連携を密接にし、その発展に寄与することを目的とする。

第三章 会 員

第 4 条 会員は長野県内に在住又は在職する、東京電機大学大学院、東京電機大学、東京電機大学短期大学、電機学校、高等学校(以下、東京電機大学等と称する)の卒業生とする。

第四章 役 員

第 5 条 本会は支部長 1 名、副支部長 2 名、幹事を若干名置く。

第 6 条 支部長は会員の推薦により決定する。

また、副支部長及び幹事は支部長が任命する。

第 7 条 支部長は本会代表し、会務を総括し役員会の議長となり、副支部長は支部長の補佐する。尚、幹事は支部長を補佐すると共に、総会及び役員会開催事務関連の業務の運営に当たる。

第 8 条 役員(支部長及び副支部長)の任期は基本的に二カ年とし再任を妨げない。

第五章 行 事

第 9 条 会議は分けて支部総会と支部役員会とする。

第 10 条 定時総会は 2 年に一度支部長がこれを召集し、本会の事務経費、役員の選出、及びに収支決算等の報告、並びに決議を行う。

第 11 条 役員会は支部長、副支部長、幹事より構成され、必要に応じて支部長がこれを召集する。

第 12 条 総会、役員会共に出席人員を以って成立し、此の決議は出席人員の過半数の賛成がなければならない。

第六章 経 費

第 13 条

1、会費は基本的に徴収しないものとする。但し必要に応じて都度徴収し処理するも

のとする。

2, 東京電機大学校友会, 同窓会, 学園関連の行事などへの出張については, 次の内容の経費を支部より支給する。

2.1 交通費は実費を支部より支給する。但し, 東京電機大学校友会, 同窓会等から補助される場合は, その限りではない。

2.2 宿泊費は実費を支部より支給する。但し, 東京電機大学校友会, 同窓会等から補助される場合は, その限りではない。

2.3 東京電機大学校友会, 同窓会, 学園等の関連の行事に出席する場合, 一日につき 30,000 円, 半日につき 15,000 円の日当を支部より支給する。

第七章 補 足

第 14 条 本会則の改定は支部長の権限により起案し, 役員会の決議を以って決定する。

第 15 条 本改定会則は, 東京電機大学校友会の公益法人制度改革に伴い, 「社団法人」から「一般社団法人」への移行認可作業に対応するため, 平成 23 年 4 月 24 日より施行する。

以上